

明治初期の因幡道と国界標柱

藤木 透

はじめに

平成二〇年、佐用町北部の大畠集落と中山集落（現・東中山）の境界付近に国界標柱が建立された。明治期の主要道路にあった県境を示す木柱を模して建てられた記念石柱である（写真1）。



写真1 国界標柱記念碑

この標柱建立に当たっては、当時両集落を含む江川地域の歴史を調べられていた「玉落の里を偲ぶ会」^①のメンバーで蔭山晴雄さん、小河雅子さん、岡繁明さんが調査に尽力されている。筆者も標柱に刻まれていたであろう文字や里程（距離数）が分からないかと相談を受けていた。

結局、詳細を知ることができず、明治期の資料がほとんど残されていないことに気づいたのであるが、佐用郡における因幡道の変遷と併せ未公開の標柱について報告しておきたい。

一 因幡道の概略

本稿の対象である因幡道は、播磨国と因幡国を結ぶ街道であり、近世においては宿駅が整備されている（図1）。

古代においては、山陽道支路である美作道が佐

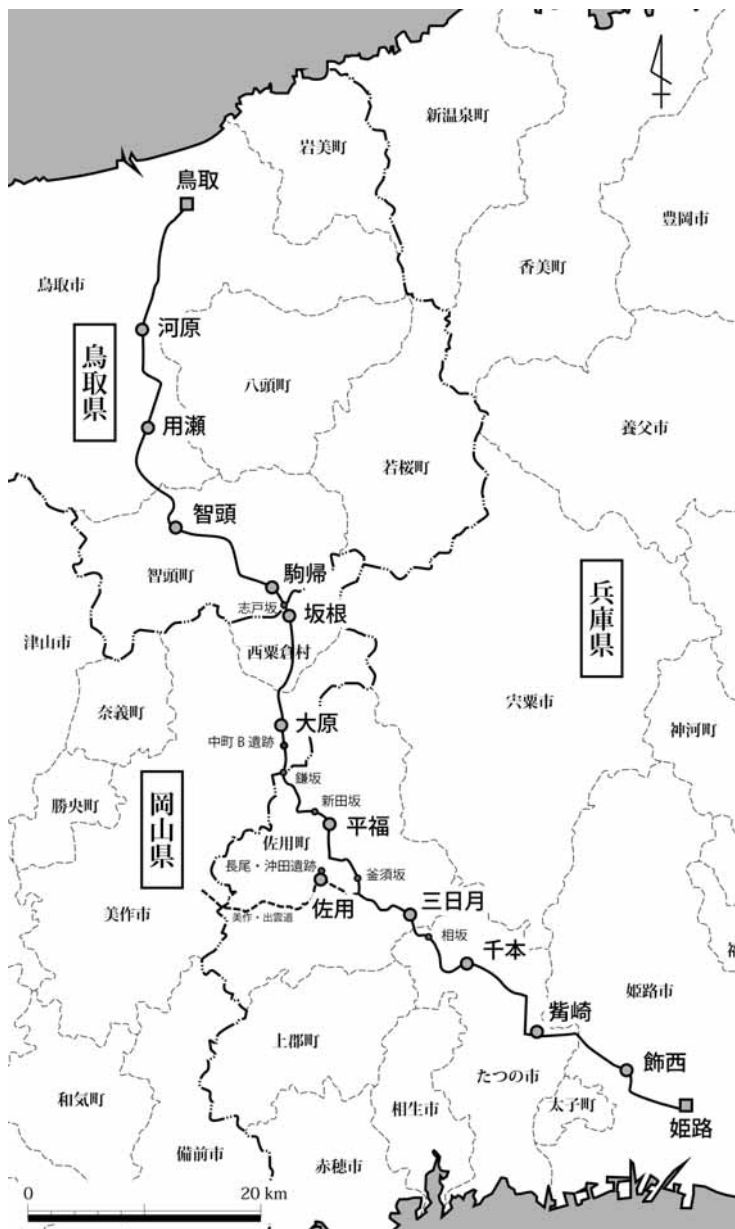


図1 近世因幡道と宿駅（县市町村名は現在のもの）

用を通過しており、因幡国への公式なルートは山陰道であった。しかし、山陰道を通らず、山陽道から美作道経由で出雲へ、また佐用で分岐し因幡

へ向かうルートも使われていたらしい。よく知られるのに平時範が因幡国司に赴任する際（承徳三年・一〇九九）の日記『時範記』にこのルートを

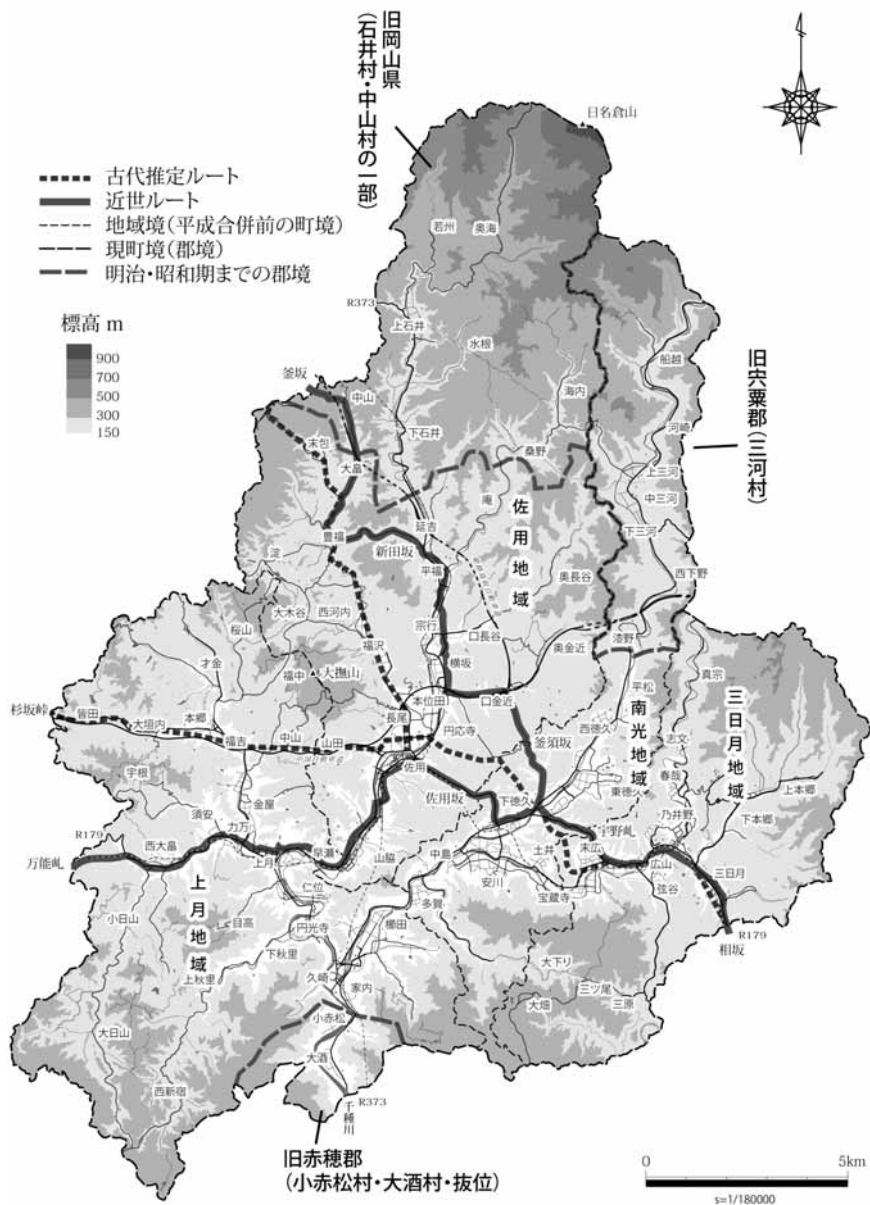


図2 佐用郡の古道と郡境の変遷

利用していることが記されている。また、後鳥羽上皇や後醍醐天皇が隠岐へ流される際に佐用を通過したことも伝承として地域に残されている。

考古学的には、佐用町の長尾・沖田遺跡において糸里に沿った古代道路遺構が発掘されており、延長二二〇m、幅三・五mの南北道路と東西の交差点が確認されている。北には因幡へ、西には美作へ向かう古代の十字路と想定される⁽²⁾⁽³⁾。また、北へ進んだ旧大原町の中町B遺跡では、延長一六八m、幅六mの道路遺構が発掘されており、三段階にわたって側溝が掘り直されて古代道路が維持整備されていることが明らかとなっている⁽⁴⁾。

近世には佐用郡内において、両道ともルートの変更があるが、因幡道は古代推定路とは谷をひとつ東に移し利神城の城下町ができた平福を通っていること（利神城廃城後は宿場町として発展している）が特徴的である。美作道は後醍醐天皇も通行したとされる杉坂峠越えから南下した万能峠越えのルートとなり上月城付近を通過する。これらは戦国末期頃には主要ルートになっていったと思われるが、近世においては参勤交代の道として宿

駅等が整備されていった。

なお、佐用郡は播磨国北西部にあり美作国と接しているが、国境、郡境にも変遷があるので述べておく。

郡北部の石井村、中山村の一部は明治二九年に岡山県から兵庫県へと編入され、旧国では美作国の一部であった。このことは冒頭の国界標柱が佐用町内にあることに関係する。しかし、地形的にみて水系を異にするこのエリアが長らく美作国に属していたことは不自然で、『播磨国風土記』讚容里条「伊師」の遺称地が、石井とされるように奈良時代には佐用郡に属していたと考えられる⁽⁶⁾。

いつ美作国へ編入されたのかは不明だが、荘園や平家領などになる過程で地形的条件を超えて変化したものと同様に想像される。明治の大合併時には現実の交流、通商圏などから兵庫県への編入の請願が石井村から複数回にわたり出されており、漸く明治二九年に編入が実現した⁽⁷⁾。古代の佐用郡に戻ったといえようか。

このほか、昭和三〇年には、宍粟郡三河村が佐用郡中安村・徳久村と合併し南光町が誕生、南部

の赤穂郡の一部が久崎町に編入している（図2）。

二 近代以後の道路法と標柱・標石

近世の道は近代以降も利用されているが、明治政府によって新たな法令が次々と発出され、道路に関するものとして明治六年十二月の太政官達第四一三号諸街道及岐路里程取調方法がある。これには一里を三六町、一町は六〇間、一間は曲尺六尺として里程取調の方法や里程標の位置、記載法が記されている。里程標には全国起点としての元標を東京、京都に定める外、各府県本庁所在地に元標を建て、管轄境界や毎駅、郵便役所などに管轄境界標や里程標を建てることとしている。標柱の材質は檜楸の木柱と指定し、そのサイズについても、各府県元標及び管轄境界標は一尺角地上一丈二尺、駅村には八寸角地上一丈として記載書式を图示する（図3）⁸⁾。

なお、明治八年十一月、第一九九号において道路の変換や起点となる本庁移転などの距離変更を考慮し、記載書式を里数までに簡略化している。

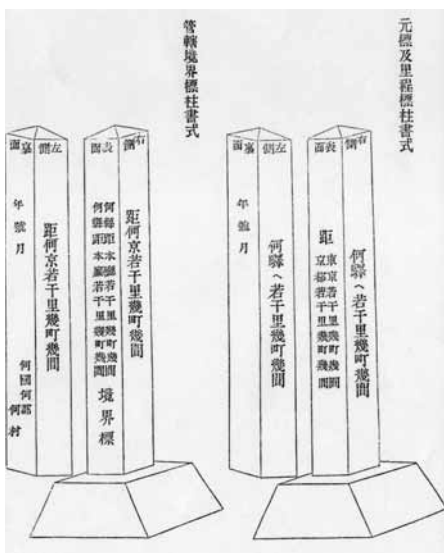


図3 木製標柱書式

三 残存する標柱

この標柱は木製であったためか現存する標柱は極めて少ない。石製に作り替えられたものも含め、近隣で知られているものは次の通りである。

- ・兵庫県元標柱 明治四十三年二月（石製）
- ・岡山県井原市管轄境界標柱 大正八年一月（石製再建）
- ・武庫郡御影町里程標柱 年不詳（石製・上部破損）
- ・多紀郡篠山町里程標柱 明治三十五年四月（木製再建）
- ・津名郡浦村里程標柱 明治三十五年三月（石製）

- ・津名郡行生穂村里程標柱 明治三十五年三月（石製）
- ・三原郡内膳村里程標柱 明治三十五年十一月（石製）
- ・三原郡廣田村里程標柱 明治三十五年十一月（石製）
- ・三原郡神稲村里程標柱 明治三十五年十一月（石製）
- ・津名郡洲本町里程標柱 明治三十五年三月（石製）
- ・津名郡由良町里程標柱 明治三十五年十一月（石製）
- ・飾磨郡御着村里程標柱 明治三十三年十月（木製）
- ・揖保郡鷗村里程標柱 明治三十三年十一月（木製）

そして、本稿で紹介する里程標柱は公表されたことがないため新資料として加えてもらいたい。

これは揖保郡下叻原村のもので、旧三日月町公民館に保管されていたものである^⑩。

本来四角柱であるのに対し三角柱である点が異なっている（□絵扇Ⅳ頁）。少例ながら明治三十三年頃の木製標柱が残存していることから、同時に建て替えの要請があつたのかも知れない。前記の明治六年太政官達によると八寸（約二四cm）角地上一丈（約三m）が基本サイズであるから、この特異な形状は元の標柱を対角線上に半裁して再利用したものかもしれない。根元は腐食して失

われているが、地上高は二m程度であつたと思われる、規定からは外れている。標柱各面の記載内容は次の通りである。

（表面）

揖保郡西栗栖村ノ内

明治三十三年十一月

下叻原村

（右背面）

神戸元標江

貳拾参里

姫路
千本 標柱江

八里六丁拾六間四分
壹里拾九丁参拾六間参分

（左背面）

上石井
西大島 管轄界標柱江

六里拾七丁貳拾貳間六分

三日月標柱江

五里参拾貳丁参拾間
拾七丁貳拾六間四分

なお、明治三十五年以後には石製の標柱へと変わっているものがある。特に淡路島では七点の里程標柱が存在するが、ほぼ一斉に石製へと変わっている。篠山町では木製で再建された一方、淡路



写真2 播作国境之図 部分 (明治7年9月)

島では石製に替わっているのですが、この時期にはある程度設置規定が地方まかせになっているのかもしれない。

さて、管轄境界標柱の現物は数少ないのであるが、明治七年の絵図^①があるので紹介しておく。

当時の飾磨県（播磨国）佐用郡と北條県（美作国）吉野郡の国界を描いたもの二点で、友延村と下石井村の境（写真3）、庵村と桑野村の境で両

村の戸長役場から提出したものの控のようである。

この図には国界の両側に標木が二本描かれている。現存する管轄境界標柱は一本であり、隣接両村の連名である。明治八年の書式変更で連名式になっており、明治六年の規定では、合理的ではないがこのように村ごとに建立されていたことを示しているのかもしれない。

明治期の標柱は、大正八年公布の道路法により大半が消えていったと思われる（替わって石製道路元標が設置されている）。

おわりに

冒頭の国界標柱については、標木の記録はなく道路拡張で失われた石組基壇の規模と記憶だけで「境目の石」と呼ばれていたという。石材のうち七個が取り除けてあったが、記念碑建立に際して復元に使用された。

明治期には道路等級付と廃止、国道認定などがあり、近世以来の往還であった因幡道は主要道から外れていく。宿場町のあった平福においても衰

退する交通量に対応すべく新田坂越えの道から石井を通るルート（現在の国道三七三号線）を整備しようとする動きがあったようだ。

満足に記録を追うことができなかったが、十年以上前に関係資料の閲覧や照会に答えて下さった太子町教育委員会、姫路市教育委員会、井原市教育委員会の方々、そして今回、史料掲載に快く承諾いただいた森川貞枝氏に感謝申し上げます。

- (1) 同会では調査結果を『玉落の里を偲ぶ 探索記録集』二〇〇三年、として発刊されている。
- (2) 大平茂・村上泰樹「第3章 第2節遺構 2 奈良〜平安時代」(『長尾・沖田遺跡』) 『兵庫県教育委員会、一九九一年』。
- (3) 柏原正民「第2節 長尾・沖田遺跡検出の道路遺構と周辺の残存条里水田」(『長尾・沖田遺跡』) 『岡ノ平遺跡』兵庫県教育委員会、一九九三年。
- (4) 石田為成「第14章 第9節 中町B遺跡で検出された道路遺構について」(『中国横断自動車道姫路鳥取線(鳥取自動車道)建設に伴う発掘調査』岡山県教育委員会、二〇〇八年)。
- (5) 石田善人「第二節 中世の美作道」(『歴史の道調査報告書第四集『美作道』兵庫県教育委員会、一九九四年)。

(6) 岩波書店、小学館などの風土記本には石井を佐用郡内の遺称地に含めながら付図には石井を除いた図を付しているため、紛らわしい。

(7) 服部信男「梶本家文書 国界変更の記録」(『紀要第3号』佐用郡地域史研究会、二〇〇七年)。

(8) 『法令全書』第六巻・第八巻 原書房(復刻)、一九七五年。

(9) 岡山県井原市、兵庫県御着村、鶴村のものを除き、歴史の道調査報告書第二集『山陽道』一九九二年、同第三集『山陰道』一九九三年、同第四集『淡路往還』一九九六年、いずれも兵庫県教育委員会を参照した。

(10) 下筋原村は揖保郡であるが三日月に隣接した村である。公民館へは三日月でかつて古物商をしていた家から持ち込まれたことだが、これが何であるかは理解されていなかったようで長らく放置されていた。平成十七年の合併前に存在を知り、現在は佐用町教育委員会所蔵。

(11) 田住家文書(兵庫県立歴史博物館寄託) 目録番号 201-39-1、201-39-2。